

開催日時：令和 8 年 8 月 3 日（月）11：00～11：59

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、宇野二郎構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 8 年の提案募集方式に係る重点事項等について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（大橋部会長）まず、全国知事会から説明をお願いする。

（全国知事会）三団体提出資料の 3 ページ、今年も自治体からは人材不足を背景とした提案が多く寄せられている。民間では様々な業種において人材不足が顕在化し、公務の現場においても人材が不足してきている中で、法令で定める全国一律の基準により、地域の実情に応じた人材確保や、膨大な行政サービス需要に対応しきれない懸念が増大していることから、自治体の裁量の拡大や業務効率化に資する提案がされている。

4 ページ、重点事項 26、管理番号 95「看護師学校養成所の専任教員配置基準の弾力化」について、看護師学校養成所については、定員割れや閉校予定という状況にかかわらず、一律に専任教員を 8 人配置することになっている。柔軟な運営が困難であることから、基準を満たせず早期閉校につながりかねないということである。

一方で、看護師についてはまだまだ需要がある中で、特に需要がある地域において定員割れや閉校となると非常に困るため、柔軟な配置基準にしていきたいという提案である。

現状では、若手職員に資格取得のための講習会を受講させることが難しい等、現場での努力だけでは難しい面があるので、柔軟な対応ができるよう是非とも御検討いただければと考えている。

5 ページ、管理番号 360「臨床研修病院における研修医の定員設定基準の緩和」について、臨床研修病院においては、研修プログラムごとに 2 名以上の継続的な受入れが条件になっているところであるが、近年、研修医の定員上限数が削減されていることや、医学部の定員が削減されている中で、各病院への研修医の配分が困難さを増しているということである。

特に医師少数の地域を抱える県で問題が顕著になってきている。2 名以上の継続的な研修医の受入れが必要という基準だが、例えば、研修プログラムの際に他の病院所属の研修医が当該病院に派遣される、「たすき掛け研修」と呼ばれる形で 2 名の研修体制を維持できる運営ができるのであれば、要件を満たすものとして認められる基準設定に緩和していただきたいというのがこの要望となっている。

6 ページ、重点事項 22、管理番号 193「会計法第 48 条に基づく繰越事務の国から都道府県への権限委任」について、国土交通省に関して、道路局等は繰越しや翌債手続については権限を都道府県に委任されている一方で、港湾・航空局では委任されておらず、港湾・空港事業については都道府県と事業担当官庁との間で調整を経て、その後に財務局の承認を得るという手続がとられ、承認までに時間がかかり、事業着手が遅れる傾向にある。港湾・航空関係事業についても、繰越事務を都道府県に権限委任をしていただきたいというものである。これについても、是非ともよろしく願いたい。

7 ページ、管理番号 237「長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和」について、長期高度人材育成コースというのは、1 年以上 2 年以下の期間でしっかりと国家資格を取得するというもので、長期の研修

プログラムになっているが、その委託先の選定要件として「正社員就職率 80%以上」となっている。この要件を満たさない場合は養成コースを実施できなくなる。

現在、他のコースでは正社員ではなくて就職率 80%以上という要件だけが付されているものがある中で、准看護師の養成コースについては正社員就職率 80%となっており、正社員として就職することが要件になっている。

一方で、准看護師の養成コースを出た後に、正社員としてではなく時短で准看護師として働きながら看護資格を取得するために学校に通う方も多々おり、正社員就職率の 80%基準について、いずれは満たすことができるとしても、直ちには満たせないという状況が現場で起きている。こうしたことも踏まえて、柔軟なコースの要件設定をしていただきたいというのがこの提案となっている。

10 ページ、管理番号 81「預金及び保険の差押手続きのオンライン化」について、差押手続では金融機関等へ債権差押通知書を書面送達することが必要になっている。これは時間も手間もかかり、書面による送達でなく電子送達を可能とするような見直しをしていただきたいという提案となっている。

11 ページ、重点事項 2、管理番号 270「新興感染症発生時のために備蓄している個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県經由事務の廃止等」について、国が備蓄している個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県經由事務の廃止である。国の財産の処分については基本的には国が責任を持って行うのが筋であり、現在は都道府県が処理しているが、非常に手間がかかり、本来は国がすべき事務を都道府県が実施しているという状況である。これについても是非とも改善をお願いしたい。

13 ページ、管理番号 133「へき地医療現況調査の簡略化及び都道府県經由事務の廃止」について、こちらも、都道府県を経由する必要がないものであり、国が直接調査する等、工夫していただきたいという提案となっている。

14 ページ、管理番号 300「建設リサイクル法の解体工事業登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備」について、都道府県の審査に必要な情報を閲覧できるシステム整備を求めることが中心になっている。

最後に 16 ページ、本年の提案募集締切後に具体的な事案が発生し、地元自治体からの要請を受け、全国知事会としても改善を求める提言を行った案件である。内容は、首長本人の意思によらない退職に関する制度改革を求めるものである。

17 ページが事案内容である。秋田県八郎潟町長が公務中に体調不良を訴えて緊急手術を受け、その後意識不明の状態が続いた。家族から退職の申出があったものの、現行の地方自治法上、本人の意思に基づく場合に限られるため、苦渋の選択として、臨時議会において不信任決議を行った上で、失職という形を取らざるを得なかった。その後、町から県へ、県から国へと、早急な制度改革を求める要請がなされているところである。

戻って 16 ページ、支障内容にも記載のとおり、現行の地方自治法では、自治体の長の退職には本人の意思表示が必要とされており、不慮の事故や疾病等によって意思表示ができない場合の退職手続が規定されていない。

今回の事案では、やむを得ず不信任決議による失職という対応が取られたが、本来、不信任決議制度は、議会による不信任決議と首長による議会解散権との均衡の下に成り立つ制度である。今回の対応は、法律が本来想定していない手続であったと捉えている。

今後、高齢化の進展に伴い同様の事案が発生することも想定されることから、退職に係る手続の円滑化や明確化を図っていただきたい。地方自治法改正に関する提案も示されているところ、本件についても関連する課題として取り扱っていただければと思う。

(大橋部会長) 次に、全国市長会から説明をお願いする。

(全国市長会) 全国市長会では、例年どおり、各府省庁からの第 1 次回答のあった 324 件について、都市自治体に意見照会を行った。27～31 ページには、重点事項のうち都市自治体に関係する 38 件について記載している

が、全体としては提案の実現をお願いするものである。各市区から意見が出されたものを中心に説明する。

重点事項については、27 ページ一番下、管理番号 23 の十津川村と、重点事項以外の提案になるが、32 ページ上から 2 つ目、管理番号 63、池田町、福井県と、上から 6 つ目、管理番号 177 の豊田市は同趣旨の提案であり、まとめて説明する。

森林の土地や農地を取得した場合の届出について、法務局に相続登記を行えば、法務局から市区町村に登記済み通知が来るので、相続人からの届出は不要にしてほしい。また、届出の際に添付する森林の位置図については、市町村で把握できるので、取得者からの提出は不要としてほしい。さらに、届出の期限について、森林の土地の場合は 90 日以内とされているのに対し、農地の場合はおおむね 10 か月以内とばらばらになっており、これらを相続税の税務署への申告期限を参考にして、それと同様、おおむね 10 か月以内に統一してほしいという提案である。

なお、国は、届出を省略することが困難な理由として、登記済み通知には現時点で国籍に関する情報が含まれていないため、登記済み通知だけでは必要な情報が欠けているという点を挙げているが、そうであるならば国籍を含めるように法改正すべきであるという意見も寄せられた。

まず、相続登記の完了と登記済み通知をもって届出があったものとみなす規定を設けることについては、住民・自治体双方の事務負担軽減の観点からは提案の実現をお願いしたいところだが、他方でこの提案に対しては一概に賛同するものではないという意見も寄せられている。それは、住民負担の軽減は必要であるものの、この届出の際に相続人から様々な相談が寄せられることがあり、それがその後の業務の助けになっている側面もあることを踏まえると、その貴重な接触の機会を失うことにつながる本提案に対して一概に賛同するものではないという意見である。このような懸念も踏まえて総合的に検討いただければと思う。

なお、届出省略以外の提案については、実現をお願いするものである。

28 ページ、重点事項 13、管理番号 1「マイナンバーカードセンターの設置」について、提案団体によれば、これは実施主体そのものを市区町村から都道府県または国に変更すべきとの提案であり、その下の管理番号 142 は、実施主体に居所の都道府県を加えるべきとの提案だが、住民基本台帳を管理する立場にない主体に事務を実施させることは困難と考える。

なお、これらの提案の背景には、1 件当たり平均 20 分を要する事務負担に市区町村が悲鳴を上げているという実態があり、他の自治体からも更なる負担軽減に向けて手続の簡略化を求める意見が寄せられていることから、国において実効ある負担軽減対策を講じていただくよう求める。

31 ページ、昨年から継続して検討をお願いしている重点事項 34「診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し」の 2 提案について、事案が増加傾向にある中、返還金が多額になるおそれがあり、市町村財政への影響が懸念されるとの意見が寄せられており、提案の実現を改めて強く求める。

32 ページ、管理番号 16「IHEAT 要員の任用要件の緩和」について、これは感染症蔓延時等、危機的な状況下において保健所等を支援する外部の専門職だが、その任用要件について緩和を求める提案である。

確かに、公権力の行使に当たる業務に従事させるケースや、上司による直接的な指揮命令に服させる必要があるケースでは公務員としての任用が必要であるという点は理解するが、そうしたケースに至らないような、例えば、疫学調査を外部の看護師に業務委託することによっても市の職員の負担を軽減できた事例もあることから、業務の性質に応じてより柔軟かつ迅速に要員を確保できるよう、提案どおり任用要件の緩和を求める意見が寄せられており、提案の実現をお願いするものである。

なお、必要な人材の確保に関して、保健所の管轄エリアごとに探すのでは確保が困難な状況にあるため、都道府県において広域的に担う仕組みの構築を求めるという意見も寄せられている。

同ページ、管理番号 69「確保すべき農用地の都道府県面積目標の管理手法の見直し」について、農業振興地域の整備に関する法律における農地の総量確保に係る都道府県の面積目標を都道府県の裁量で各市町村に割

り振って、市町村単位で個別に管理することができるよう、国のガイドラインを改正してほしいという提案だが、これが実現すると、県全体では余裕があるにもかかわらず、当該市町村の面積枠に余裕がないために、既に地元調整が進められている開発計画の進捗が妨げられるケースが出てくるなど、どうしても運用が硬直的になり、現場に混乱を来すことが懸念されるので、慎重な検討をお願いしたいと思う。

同ページ、管理番号 122「民生委員に係る推薦手続の見直しについて」について、民生委員の任命に際し、市町村に設置される民生委員推薦会による推薦が必須とされているところ、この推薦会を廃止し、市町村長による推薦をもってこれに代えるという提案である。

推薦会の開催に係る市町村の事務負担が過重であるという意見がある一方、この推薦会は地域における幅広い視点から候補者の適格性を確認する役割を担っており、その機能は制度の適正な運用の観点から引き続き重要であるという相反する意見が寄せられていることから、総合的に検討いただければと思う。

同ページ、管理番号 138「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく関係法令手続状況報告書作成に係る各法令担当者への照会を不要とすること等」及び管理番号 295「『再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書』の記載事項に係る確認方法等の見直し」について、再エネ特措法に基づいて事業者から経産省に提出する関係法令手続状況報告書の様式中、「確認・手続先」欄には相談先自治体の担当者氏名及び連絡先等を記載することが求められている。このため、ホームページ等の公開情報により関係法令の該当・非該当が容易に確認できる場合であっても、メール・電話・来庁での相談が寄せられ、事業者・自治体職員双方にとって多大な業務負担となっているとして、このように容易に確認できる項目については相談先自治体の担当者氏名等の記載を省略できるよう改正を求めるという提案である。

しかしながら、事業者の判断に委ねてしまうと、思い込みや誤解によって関係法令に違反する結果を招く懸念もある以上、関係法令遵守の徹底を図る上では必要な手続であると考えられるので、本会としてはこうした懸念を踏まえて慎重な検討をお願いできればと思う。

なお、関係法令手続状況報告書の記載対象となる関係法令の絞り込み等運用の合理化は、自治体担当者の負担軽減につながるため、是非積極的に進めていただくよう求める。

同ページ、管理番号 182「基幹統計調査に係る事務について都道府県を経由せず国への直接提出等を可能にすること」について、国勢調査等の基幹統計調査に係る事務においては、都道府県を経由せず、直接国との間で連絡調整や調査票の提出等を行いたいという提案である。国側の回答では、大規模かつ重要な調査を確実に実施する上で、国と都道府県との間の連携が重要であることを理由に、都道府県を経由する仕組みの廃止は制度上困難であるとしつつ、運用面においてこれまでも直接政令指定都市等と連絡調整を行う範囲を拡大してきているとしている。制度上、見直しは困難であるという理由は全く釈然としないが、少なくとも運用上可能な部分はあるとのことなので、その範囲をさらに積極的に拡大するよう求める。

続いて、管理番号 183、地方公務員の条件付採用期間の延長に係る提案である。条件付採用期間は民間の試用期間に当たるもので、勤務実績の不良などを理由に免職がしやすい期間であり、通常は半年間とされ、勤務日数不足があれば最長 1 年まで延長できるとされているが、これをさらに延長してほしいという提案である。国は、上限に達する可能性があるのは、採用直後に長期にわたり育児休業を取得するなど極めて例外的な事例に限られることや、延長せず正式採用になったとしても、最終的には分限処分による免職も可能であるとして、延長は職員の身分保障の観点から慎重に検討すべきとの回答である。身分保障の観点から慎重な取扱いが必要な点は理解するが、育児休業の取得が進む中で、国が極めて例外的だとする事例が増えている実態があることを踏まえると、上限を超えて延長できる仕組みを設けるなどの対応が必要であるとの意見も寄せられているため、提案の実現に向けて積極的に御検討いただければと思う。

同ページ、管理番号 184「放課後等デイサービスにおける育児・介護に係る休暇取得の柔軟化」について、当該職員は、代替職員を確保しない限り人員配置基準を満たせなくなるため、子の看護休暇や家族の介護休暇が取得しづらい労働環境に置かれており、このことは人材確保の上でも支障となっている。このため、看護・

介護休暇の取得に伴う短期的な欠員状態については、人員配置基準上も許容されることを通知等で明らかにするなど、柔軟な取扱いを求めるとの意見も寄せられているため、提案の実現を求めるものである。

同ページ、管理番号 186「図書館システムの共通化」について、図書館分野においても、あくまで各自治体の自主性を尊重しつつ、データ仕様など共通仕様に基づく共通基盤を整備することは、共通化によるトータルコストの最小化やデータ連携の促進が期待されとの意見も寄せられているため、提案の実現に向けて積極的に検討いただければと思う。

同ページ、管理番号 225「農地に設置する簡易なトイレに係る取扱いの明確化」について、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うよう求める。

同ページ、管理番号 260「国民生活基礎調査に係る都道府県経由事務の廃止等」について、調査員による戸別訪問を廃止して、オンライン回答のみとし、国が直接実施するよう求める提案である。調査員のなり手不足に対応するため、オンライン回答の更なる推進や、地域の実情に応じた回答方法の選択制の実施、担い手確保に向けた国の支援策の検討を求める意見も寄せられていることから、提案の実現を求めるものである。

本日、説明しなかった提案についても、実現に向けた対応を求める。

(大橋部会長) 最後に、全国町村会から説明をお願いする。

(全国町村会) 33・34 ページは、全国町村会として全事項に共通して国に対処を求める意見を記載している。1 ポツ目は、地方からの提案を実現するに当たっての、本会の基本的な姿勢についてである。我が国では人口減少が進行しており、特に町村において顕著である。また、役場職員の確保も非常に困難な状況にあるとの声を現場から聞いている。このような状況下でも、町村が将来にわたり持続的に行政サービスを提供し、地域の課題や住民のニーズに応じた創意工夫を行うための体制を確保することが必要であり、国の政策立案に当たっては、十分に考慮いただきたい。

こうした問題意識を踏まえ、既存計画の統廃合や経由事務の見直しなど、法令等に基づく事務自体の廃止や簡素化する余地がないか検討していただきたい。また、デジタル技術の活用によって、自治体と住民双方の手続負担を軽減できないか、さらに、当該事務を引き続き町村が担う必要があるのかといった観点から、各府省庁において提案募集方式等を活用しながら事務処理の在り方を点検し、必要な見直しを進めることが重要だと考えている。

34 ページ 1 ポツ目、特に小規模な町村では、技術系職員や福祉分野の専門人材の確保が困難となっており、事務執行やサービス提供体制の維持に支障が生じている。各町村が個別に専門人材を確保することを前提とするのではなく、地域の実情を踏まえ、民間事業者との連携による体制整備や、専門人材を確保して必要な団体へ必要な時期に派遣できる仕組みについて、国が主導的に検討・推進していただきたいと考えている。

本年の提案総数は 385 件、昨年よりやや減少したものの、政令市・中核市を除く市町村の提案団体数は 315 団体と昨年より増加している。これは事務局による働きかけの成果であるとともに、提案募集方式を通じた制度や運用の見直しにより、自治体が事務の簡素化や負担軽減の効果を実感し、更なる改善への期待が高まっていることの表れではないかと受け止めている。

34 ページ 3 ポツ目、毎年の個別提案に適切に対応していただくことはもとより、個々の提案への対応にとどまることなく、各府省庁において提案の趣旨を踏まえ、類似の支障を有する事務や制度の見直しにもつなげるなど、その効果を広く波及させていくような実質的な対応を進めていただきたいと考えている。

35 ページ、重点募集テーマ「事務処理方法の見直し」についてである。

重点事項 4、管理番号 276「所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止」について、住宅用家屋証明書の発行に際しては、建物の種別に応じて提出書類の差異があるなど、申請者にとって手続が煩雑である、それがトラブルにつながるケースがあることや、紛失による再発行事務など申請者・自治体双方に多大かつ煩雑な事務負担が生じている。そもそも国税手続に必要な書類であり、令和 3 年度以降、継続的に市町村での発行事務廃止の提案がなされているところである。また、住宅耐震改修証明書の発行についても、発行可否は自治体

の裁量に委ねられているとのことだが、現場管理を行っていない市町村が工事内容の確認を行うことは困難であり、また、建築士などが発行する増改築等工事証明書による証明も可能であるなど、市町村が発行事務を行う必要はないと考えている。これらの証明書の発行事務の廃止について、提案団体の意見を十分に尊重していただき、積極的に検討いただくようお願いする。

重点事項 6、管理番号 23「法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと」についてである。相続等による農地や森林の所有権移転があった場合の農地法や森林法に基づく届出について、相続登記の完了をもって代替することによって、相続人の届出の手間や届出を受け付ける自治体の負担軽減につながっていく。関係府省庁の回答では、届出情報や届出期限が異なるなどの理由によって代替はできないとされているが、その内容に重複があるのであれば、その部分については片方に統一するなど、手続の簡素化を図っていただきたいと考えている。

重点募集テーマ「事務処理方法の見直し」のうち、「事務処理主体の変更」に当たる 2 提案について申し上げる。

35・36 ページ、重点事項 8、管理番号 166「市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化」及び管理番号 346「障害年金事務の日本年金機構への一元化等」について、国民年金事務に関しては、例えば障害年金の種別によって受付窓口が異なることによる住民の混乱、日本年金機構から市町村に請求書の返戻があった場合、形式審査の範囲を超える内容が多く、職員に専門知識がない中で、返戻理由の説明や住民の相談対応に苦慮するなど、住民や職員双方に混乱や負担が生じているところである。限られた人員体制の年金事務所では困難という点について、自治体も同様である。関係府省庁からのヒアリングにおいて事務局から提案のあった、市町村への年金事務所の出先窓口を設置するなど含めて、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的な検討をお願いしたい。

重点事項 16、管理番号 15「介護認定調査の法人委託先の拡大」について、介護認定申請が年々増加し、自治体の限られた調査員だけの対応では困難となってきた。また、介護支援専門員の配置要件を満たした調査委託可能な法人も十分に確保できないといった課題もある。認定事務の円滑な実施に支障が生じることがないように、提案にもあるように、介護給付の審査・支払業務などで町村との連携実績があることや、介護に関する知識を有している人材を抱えている国民健康保険団体連合会に委託できるよう求めるものであり、調査の担い手確保や円滑な調査体制の整備に向けて積極的に検討していただきたい。

重点番号 19、管理番号 313「マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等」について、固定資産課税台帳の管理に当たって、その基となる登記所からの通知事項にマイナンバーや法人番号が追加されることによって事務の簡素化につながると考えているので、関係府省庁の回答を踏まえて適切な対応をお願いしたい。

37 ページ、重点募集テーマ「地域におけるサービスの維持・向上」についてである。

重点事項 27、管理番号 27「指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し」について、定員 40 人を超える施設であっても、ほかの施設との連携により適切な栄養管理が確保されている場合には、いずれか一方の施設のみに栄養士等を配置する取扱いを可能とするなど、配置基準の緩和を求めているものである。介護支援専門員の常勤専従要件を緩和していただくことによって、例えば、併設施設との兼務を可能とすることであるとか、勤務時間を柔軟にすることによって、幅広く担い手を確保できることにもつながっていく。サービスの質の確保が重要であるという指摘は十分認識しているが、離島等においては特に人口減少が進み、現行基準の下でのサービス提供体制の維持自体が非常に困難という、正に現場の実態を踏まえた切実な提案だと受け止めている。提案の内容や趣旨を踏まえた検討を是非お願いする。

同ページ、重点募集テーマ「昨年から継続して検討するもの」についてである。

重点事項 34、管理番号 R7-173「未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し」及び管理番号 R7-352「事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し」など、国への返還金

に関する市町村負担の取扱いの見直しや、今回の重点募集テーマにおいては「事務処理方法の見直し」に分類されている、重点事項5「被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化」については、昨年に見直しを求める意見を申し上げたところである。令和8年度中に結論を得ることとされているが、市町村が納得できる結論が得られるよう対応をお願いしたいと考えている。

このほかの提案全般についても、実現に向けてお目配りをいただきたい。

(大橋部会長) 現場に近い立場にある地方三団体から話を伺うことで現場の実情や課題認識が直接伝わってくるため、議論をする上で有益な機会であると考えている。

全国知事会の説明に関して質問したい。16・17 ページについて、首長が意思表示不能になった場合の退職手続については、令和8年の提案募集方式の締め切りいかに問題視するものではないが、本件は本日の地方三団体からのヒアリングの場で説明のみで扱うべき事項なのかという点に懸念がある。

首長の退職に関する制度であり、意思表示の確認方法など様々な論点において検討が必要なのではないかと。提案募集方式の中で議論を深めて制度改正につなげるべき事項なのか、あるいは、地方制度調査会において改めて十分な議論を行うべき事項なのか、検討すべき事項は少なくないように思われる。制度改正に消極的な姿勢を示す趣旨ではないが、検討の進め方に関する懸念事項から申し上げるところ。総務大臣の発言からも、同様の問題意識が伺われるように思うが、本件については、全国知事会として提案募集方式の枠組みの中で対応を進めることを希望しているということか。

(全国知事会) 最終的にどのような場で議論するかは、関係府省庁の判断によるものと考えている。地方制度調査会にかけるという形で1～2年をかけて議論をしていくのかという点がある。多くの自治体は、同様の事案が自らの団体で発生した場合を懸念していると思われ、首長の退職手続の要件や基準について、できるだけ早急に明確化をすべきであるという認識があるのではないかと考えている。

一方で、公選職である首長に関わる手続であるため、慎重な検討が必要なことも十分認識している。しかし、実際に事案が発生していることから、内容面では慎重に検討を行いつつ、迅速な制度改正も求められる。可能であれば提案募集方式での検討も排除せず、今後の進め方を検討いただきたい。

(大橋部会長) 不信任決議による対応をせざるを得なかったという点については問題意識を共有できるところである。提案募集方式では通常、提案受付後に事務局で一定の調査等を行う期間があるが、その点について事務局の対応状況を伺いたい。

(稲原室長) 全国知事会の説明のとおり、本件は5月に発生した事案であり、迅速な対応を求める声があったことも踏まえ、全国知事会において取り上げていただいたものと捉えている。

関係府省庁においても様々な論点があることは認識しており、今回、関連提案として御説明いただいたことも踏まえ、関係府省庁からのヒアリング等に向けて精力的に論点整理を進めていきたいと聞いている。事務局として適切に対応してまいりたい。

(大橋部会長) 承知した。こちらで方向性を決めて、詳細な部分は主務官庁の判断を確認する形で対応することもあると思う。

(全国知事会) よろしくお願ひ申し上げます。

(大橋部会長) 全国町村会からは、重点事項について様々な話があった。関係府省庁からのヒアリング等に向けて、第2次回答に対して懸念がある場合は、指摘いただきたい。今後の議論の参考にしたいと考える。

全国市長会からは、重点事項のほか、重点事項以外の提案についても説明があった。個別の案件は本会議だけでは十分に理解しきれない部分もあるため、特に重要と考える案件があれば改めて示していただきたい。重点事項以外の提案についても、関係府省庁からのヒアリング等で議論するべきであるという意向があれば、こちらでも検討させていただく。

(全国市長会) 承知した。市区町村への意見照会では、重点事項に関する意見が比較的少なかったことや、重点事項以外にも同趣旨の提案があったことから、それらを中心に説明した。今後の対応については、事務局と調



整したい。

(大橋部会長) 構成員から意見や質問があればお願いしたい。

(高橋構成員) 全国町村会の説明について、人口増加局面では、市町村に様々な事務を担ってもらう仕組みの弊害があまり目立たなかったが、本格的に縮小社会になってきたときに、基礎自治体の行財政能力や職員数の違いを十分考慮せずに、一律に事務を求めることの問題が深刻化していると改めて実感した。

その点では、国が制度設計をする際に、自治体の実情を踏まえ、実行可能な形で事務をお願いするシステムを構築することが非常に重要だと考えた。また、提案団体数の増加は、提案募集方式による事務負担軽減の効果を自治体の実感している表れとも考えられるため、その成果について全国町村会におかれても各町村に周知いただけると有り難い。

(勢一部会長代理) 深刻な人材不足や人口減少の中で、どの主体が事務を担うべきかという本来論に立ち戻る必要があると感じた。従来は住民や事業者の利便性の観点から自治体を經由する仕組みが一般的であったが、デジタル化の進展を踏まえ、事務の処理方法は改めて検討すべき時期なのだろうと改めて実感した。

その点で、今回、経由事務を解消するという方向で議論をしているところ、全国市長会からは、管理番号 182 について、基幹統計調査に係る事務に都道府県の經由なく国に直接連絡調整等を行いたい、という意見があったかと思う。国からの視点では、国と都道府県との連携が重要であるという説明があったものと理解している。この点について、都道府県としても、国との関係において都道府県が經由することに一定の意義がある認識なのか、全国知事会として考えがあれば伺いたい。

また、今回、全国市長会からは、市区町村の間で意見が分かれる提案が複数あったと説明があった。どのような意見があったか後日でも情報提供をお願いしたい。

(全国知事会) 基幹統計調査に係る事務の取扱いについて、都道府県から特段の意見は寄せられていない状況である。

(勢一部会長代理) 承知した。では、そちらの前提で議論させていただく。

(伊藤構成員) 同様に、経由事務について、都道府県と市区町村のそれぞれで合意があるのか確認したかった。

また、32 ページ、管理番号 122 の民生委員の推薦手続の提案について、推薦会の設置を市町村によって選択できるような仕組みにするということについても考えられるが、この点については、後日でも見解を伺いたい。

(大橋部会長) 市町村の間で意見が分かれる提案については、選択制などの手法にするなどの議論の仕方は考えられる。提案の際には、そのような意見についても示していただけると有り難い。

また、個々の案件への対応だけでなく、共通する課題については横断的な改革につなげていきたいと考えている。今後も、他の分野にも共有する課題があれば、積極的に意見をいただきたい。

それでは、本日のヒアリングはこれにて閉会とする。当部会で議論した内容は、8月5日に行われる地方分権改革有識者会議で報告する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)